



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の一部を改正する告示
(職員厚生課) 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・3件(村づくり計画課) 2
- 区営土地改良事業施行の認可(村づくり計画課) 5
- 区営土地改良事業計画変更の認可(村づくり計画課) 5
- 沖縄コンベンションセンターの利用料金の承認(観光振興課) 5
- 万国津梁館の利用料金の承認(観光振興課) 12
- 県立博物館・美術館の観覧料の承認・2件(文化振興課) 16
- 沖縄県立奥武山総合運動場の利用料金の承認(スポーツ振興課) 17
- 公共測量の実施の終了の通知(道路管理課) 23
- 公有水面埋立免許の出願の要領(港湾課) 23
- 都市計画の変更・2件(都市計画・モノレール課) 25
- 都市計画法第34条第11号に係る区域の指定(建築指導課) 26
- 都市計画法第34条第12号に係る知事が定める区域(建築指導課) 26

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・11件(南部土木事務所) 26
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告(警察本部情報管理課) 29
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告(警察本部情報管理課) 30

教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 33
- 沖縄県立名護青少年の家の利用料金の承認 33
- 沖縄県立糸満青少年の家の利用料金の承認 34
- 沖縄県立石川青少年の家の利用料金の承認 34
- 沖縄県立玉城青少年の家の利用料金の承認 35
- 沖縄県立宮古青少年の家の利用料金の承認 35
- 沖縄県立石垣青少年の家の利用料金の承認 36

正 誤

- 平成26年3月31日付け公報号外第8号中訂正・2件 37

告 示

沖縄県告示第285号

平成4年沖縄県告示第532号(年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示)の一部を次のように改正する。

平成26年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
------	-------	-------

20歳未満	4,308円	13,040円
20歳以上25歳未満	5,024円	13,040円
25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円
30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円
35歳以上40歳未満	6,524円	18,834円
40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円
45歳以上50歳未満	6,708円	24,532円
50歳以上55歳未満	6,375円	25,376円
55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円
60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,001円
70歳以上	3,930円	13,040円

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成26年5月2日から施行し、改正後の本則の表（20歳未満の項最低限度額の欄、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項最低限度額の欄、35歳以上40歳未満の項最低限度額の欄、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項最低限度額の欄、50歳以上55歳未満の項最低限度額の欄、60歳以上65歳未満の項最高限度額の欄、65歳以上70歳未満の項最低限度額の欄及び70歳以上の項最低限度額の欄に係る部分を除く。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の本則の表（20歳未満の項最低限度額の欄、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項最低限度額の欄、35歳以上40歳未満の項最低限度額の欄、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項最低限度額の欄、50歳以上55歳未満の項最低限度額の欄、60歳以上65歳未満の項最高限度額の欄、65歳以上70歳未満の項最低限度額の欄及び70歳以上の項最低限度額の欄に係る部分を除く。）の規定は、平成26年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の本則の表（20歳未満の項最低限度額の欄、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項最低限度額の欄、35歳以上40歳未満の項最低限度額の欄、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項最低限度額の欄、50歳以上55歳未満の項最低限度額の欄、60歳以上65歳未満の項最高限度額の欄、65歳以上70歳未満の項最低限度額の欄及び70歳以上の項最低限度額の欄に係る部分に限る。）の規定は、平成26年5月2日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

沖縄県告示第286号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市山城土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
---------	-----	-----

理事	仲門義光	糸満市字山城107番地
理事	仲門用孝	糸満市字山城145番地
理事	仲門光則	糸満市字山城185番地の3
理事	仲門勘次郎	糸満市字糸満2432番地
理事	仲門光春	糸満市字米須825番地県営米須団地3棟203号
監事	仲門学	糸満市字山城111番地
監事	阿佐慶正廣	糸満市字山城199番地の3
監事	前門嘉明	糸満市西崎町三丁目146番地

任期 平成26年3月18日から平成30年3月17日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲門義光	糸満市字山城107番地
理事	仲門用孝	糸満市字山城145番地
理事	仲門光則	糸満市字山城185番地の3
理事	仲門勘次郎	糸満市字糸満2432番地
理事	仲門光春	糸満市字米須825番地県営米須団地3棟203号
監事	仲門学	糸満市字山城111番地
監事	阿佐慶正廣	糸満市字山城199番地の3
監事	前門嘉明	糸満市西崎町三丁目146番地

沖縄県告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市喜屋武第2土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月 2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	大保新幸	糸満市字喜屋武442番地の2
理事	安谷屋健二	糸満市字喜屋武25番地
理事	幸地克正	糸満市字喜屋武36番地2階
理事	喜友名一男	糸満市字喜屋武177番地
理事	上地真栄	糸満市字喜屋武246番地
理事	慶留間修	糸満市字喜屋武250番地
理事	大小堀旭	糸満市字喜屋武423番地
理事	島當道広	糸満市字喜屋武425番地

監事	塩眞勝清	糸満市字喜屋武 8 番地
監事	慶留間清栄	糸満市字喜屋武492番地
監事	仲西栄二	糸満市字照屋804番地の 1 コーポ大城 3 - C

任期 平成26年 3月20日から平成30年 3月19日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	大保新幸	糸満市字喜屋武442番地の 2
理事	幸地克夫	糸満市字兼城489番地マンション隆盛303号
理事	幸地克正	糸満市字喜屋武36番地 2 階
理事	喜友名一男	糸満市字喜屋武177番地
理事	上地真栄	糸満市字喜屋武246番地
理事	慶留間修	糸満市字喜屋武250番地
理事	大小堀旭	糸満市字喜屋武423番地
理事	島當道広	糸満市字喜屋武425番地
監事	塩眞勝清	糸満市字喜屋武 8 番地
監事	慶留間功栄	糸満市字喜屋武375番地
監事	仲西栄二	糸満市字照屋804番地の 1 コーポ大城 3 - C

沖縄県告示第288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市喜屋武第3土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月 2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	徳嶺敬正	糸満市字喜屋武342番地
理事	徳嶺武	糸満市字喜屋武339番地
理事	栄盛光秀	糸満市字喜屋武346番地
理事	亀甲康栄	糸満市字喜屋武348番地
理事	徳嶺義武	糸満市字喜屋武370番地
理事	幸地義則	糸満市字喜屋武391番地
理事	大保新幸	糸満市字喜屋武442番地の 2
理事	仲西栄二	糸満市字照屋804番地の 1 コーポ大城 3 - C
監事	亀甲武光	糸満市字喜屋武239番地
監事	前原信栄	糸満市字喜屋武347番地

監事	慶留間清栄	糸満市字喜屋武492番地
----	-------	--------------

任期 平成26年3月25日から平成30年3月24日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	徳嶺敬正	糸満市字喜屋武342番地
理事	徳嶺武	糸満市字喜屋武339番地
理事	栄盛光秀	糸満市字喜屋武346番地
理事	亀甲康栄	糸満市字喜屋武348番地
理事	久米幸親	糸満市字喜屋武1901番地の3
理事	幸地義則	糸満市字喜屋武391番地
理事	大保新幸	糸満市字喜屋武442番地の2
理事	仲西栄二	糸満市字照屋804番地の1コーポ大城3-C
監事	亀甲武光	糸満市字喜屋武239番地
監事	前原信栄	糸満市字喜屋武347番地
監事	慶留間清栄	糸満市字喜屋武492番地

沖縄県告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成26年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 石垣島土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 野呂水地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成26年4月21日

沖縄県告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 久米島町具志川土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 久米島町具志川土地改良区地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）
- 3 認可年月日 平成26年4月21日

沖縄県告示第291号

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第15条第3項の

規定により、次のとおり沖縄コンベンションセンターの利用料金を承認した。

平成26年 5月 2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 沖縄コンベンションセンター
- 2 指定管理者 那覇市字小禄1831番地1 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

種別	区分	利用料金の額 (円)					
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
展示棟（控室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合	166,700	223,200	223,200	401,200	501,000	581,200
	5,000円未満の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	199,600	267,500	267,500	495,800	600,700	805,400
	5,000円以上の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	333,300	446,400	446,400	802,300	1,001,900	1,158,200
会議場 A 1（準備室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合	114,200	135,800	135,800	200,600	210,900	267,500
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	138,900	162,600	162,600	240,700	253,100	328,200
会議場 A 2	入場料を徴収しない場合	31,900	39,100	39,100	56,600	59,700	75,100
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	41,200	47,400	47,400	67,900	72,000	98,800
会議場 A 3	入場料を徴収しない場合	13,400	17,500	17,500	24,700	25,800	33,000
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	17,500	20,600	20,600	29,900	30,900	42,200
会議場 B 1	入場料を徴収しない場合	59,700	74,100	74,100	105,000	109,100	141,000
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	78,100	88,500	88,500	125,500	130,700	183,100
会議場 B 2（前室等の附帯施設を含む。）	入場料を徴収しない場合	31,900	37,100	37,100	53,500	55,600	75,100
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	38,100	44,300	44,300	63,800	66,900	89,500
会議場 B 3、会議場 B 4、会議場 B 5、会議場 B 6 及び会議場 B 7	入場料を徴収しない場合	19,600	23,700	23,700	34,000	36,000	47,400
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	23,700	28,800	28,800	41,200	43,200	56,600

会議場C 1	入場料を徴収しない場合		23,700	27,800	27,800	42,200	44,300	57,600
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		28,800	33,000	33,000	50,400	53,500	71,000
会議場C 2	入場料を徴収しない場合		13,400	17,500	17,500	25,800	26,800	34,000
	入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合		18,600	20,600	20,600	30,900	33,000	47,400
劇場ホール (全楽屋、リハーサル室、控室等の附帯施設を含む。)	入場料を徴収しない場合	平日	60,700	81,300	81,300	153,300	182,100	249,000
		土曜日、日曜日及び休日	73,100	97,800	97,800	174,900	218,100	285,000
	3,000円未満の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	平日	73,100	97,800	97,800	195,500	218,100	304,500
		土曜日、日曜日及び休日	87,500	117,300	117,300	209,900	261,300	341,500
	3,000円以上の入場料を徴収する場合	平日	91,600	122,400	122,400	219,100	273,600	357,000
		土曜日、日曜日及び休日	110,100	147,100	147,100	263,400	328,200	427,900
リハーサル室(大楽屋2を含む。)			10,000	13,350	13,350	26,700	30,000	43,400
パーゴラ、ロビー、エントランスホールその他上記以外の施設			1平方メートル1日につき					220

備考

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日まで(2に規定する休日を除く。)をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 3 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 4 会議等の当日以外に、準備、撤去等のため専用して利用する場合における利用料金の額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - (1) 展示場については、当該区分に定める利用料金の額に100分の70を乗じた額
 - (2) 劇場ホール又は会議場については、当該区分に定める利用料金の額に100分の50を乗じた額
- 5 4において算出された利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(2) 施設利用超過料金

種別	区分	超過料金の額(円) (30分間につき)	
		9時～ 22時	22時～ 9時
展示棟(控室等の附帯施設を含む。)	入場料を徴収しない場合	33,480	41,850
	5,000円未満の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	40,120	50,150
	5,000円以上の入場料を徴収する場合及び商品の販売、宣伝等の営業行為を行う場合	66,960	83,700

会議場 A 1 (準備室等の 附帯施設 を含む。)	入場料を徴収しない場合		20,370	25,460
	入場料を徴収する場合及び商品 の販売、宣伝等の営業行為 を行う場合		24,380	30,470
会議場 A 2	入場料を徴収しない場合		5,870	7,330
	入場料を徴収する場合及び商品 の販売、宣伝等の営業行為 を行う場合		7,100	8,870
会議場 A 3	入場料を徴収しない場合		2,630	3,280
	入場料を徴収する場合及び商品 の販売、宣伝等の営業行為 を行う場合		3,090	3,860
会議場 B 1	入場料を徴収しない場合		11,110	13,890
	入場料を徴収する場合及び商品 の販売、宣伝等の営業行為 を行う場合		13,270	16,590
会議場 B 2 (前室等の 附帯施設を 含む。)	入場料を徴収しない場合		5,560	6,950
	入場料を徴収する場合及び商品 の販売、宣伝等の営業行為 を行う場合		6,640	8,300
会議場 B 3、会議場 B 4、会議 室 B 5、会 議場 B 6 及 び会議場 B 7	入場料を徴収しない場合	1室につ き	3,550	4,440
	入場料を徴収する 場合及び商品 の販売、宣伝 等の営業 を行う場合	1室につ き	4,320	5,400
会議場 C 1	入場料を徴収しない場合		4,170	5,210
	入場料を徴収する場合及び商品 の販売、宣伝等の営業行為 を行う場合		4,940	6,180
会議場 C 2	入場料を徴収しない場合		2,630	3,280
	入場料を徴収する場合及び商品 の販売、宣伝等の営業行為 を行う場合		3,090	3,860
劇場ホール (全楽屋、 リハーサル 室、控室等 の附帯施設 を含む。)	入場料を徴収 しない場合	平日	12,190	15,240
		土曜日、日曜 日及び休日	14,660	18,320
	3,000円未満 の入場料を徴 収する場合及 び商品の販 売、宣伝等 の営業行為 を行う場合	平日	14,660	18,320
		土曜日、日曜 日及び休日	17,590	21,990
	3,000円以上 の入場料を徴	平日	18,360	22,950

	収める場合	土曜日、日曜日及び休日	22,070	27,580
リハーサル室（大楽屋2を含む。）			2,000	2,500

(3) 附属設備利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額(円)	
基本設備 セット	展示場音響照明基本セット	1式	30,900	
	会議場A1音響基本セット	1式	25,800	
	会議場B1、B2音響セット	1式	23,700	
	移動用音響基本セット	1式	17,500	
	レクチャーアンプセット	1式	9,300	
	会議場A1照明基本セット	1式	18,600	
音響設備	コンデンサー型マイク	1本	1,100	
	バウンダリーマイク	1本	930	
	ステレオコンデンサーマイク	1本	2,100	
	録音用コンデンサーマイク	1本	2,100	
	ダイナミック型マイク	1本	620	
	ワイヤレスマイク	1本	620	
	エレベーターマイク装置	1台	830	
	マイク3点つり装置	1台	1,600	
	会議用マイク装置	1式	10,300	
	会議参加者用ユニット（10台1セット）	1式	2,600	
	カセットデッキ	1台	1,600	
	CDプレーヤー	1台	1,600	
	MDデッキ	1台	1,600	
	デジタルオーディオテープデッキ	1台	2,100	
	エフェクター類	1台	1,100	
	仮設音響調整卓	1台	5,700	
	スピーカー（ステージ用）	1台	3,100	
	スピーカー（モニター用）	1台	1,600	
	照明設備	スポットライト（1kw未満）	1台	310
		スポットライト（1kw以上）	1台	520
ストリップライト（100w×12灯）		1台	620	
ストリップライト（100w×6灯）		1台	310	
ローアホリゾントライト（500w）		1式	1,600	

	アッパーホリゾンライト	1式	2,100
	中アッパーホリゾンライト	1式	2,100
	クセノンピンスポットライト (2.0kw)	1台	8,800
	ランプピンスポットライト (650w)	1台	1,100
	第1サスペンションスポットライト	1式	930
	第2サスペンションスポットライト	1式	930
	第3サスペンションスポットライト	1式	930
	第4サスペンションスポットライト	1式	930
	フットライト (埋込み型)	1式	720
	第1フロントサイドスポットライト	1式	930
	第2フロントサイドスポットライト	1式	930
	第1シーリングスポットライト	1式	1,600
	第2シーリングスポットライト	1式	1,600
	調光ユニット、分岐分電盤	1台	6,200
	効果器関連 (エフェクト、ストロボ、ミラーボール、I T O効果器等)。先玉を含む。	各1式	1,600
	クランク式ハイスタンド	1台	620
映写設備	16ミリフィルム映写機 (2kw)	1式	3,600
	スライド映写機 (500w以上)	1式	6,200
	スライド映写機 (500w未満)	1式	4,200
	スライド映写機 (ハロゲンランプ)	1式	2,100
	オーバーヘッドプロジェクター (300w以上)	1式	2,600
	オーバーヘッドプロジェクター (300w未満)	1式	2,100
	液晶ビデオプロジェクター	1式	4,200
	モニターテレビ	1式	1,600
	ビデオデッキ	1式	930
	DVDデッキ	1台	930
	常設スクリーン (A1、B1、B2、劇場ホール)	1基	3,600
	移動スクリーン	1式	1,100
	移動組立式スクリーン	1式	3,100
	映写スタンド、AVスタンド	1台	420
	同時通訳設備	同時通訳セット (A1常設)	1式
同時通訳追加セット (A1常設)		1式	5,700

	同時通訳セット (ポータブル)	1 式	44,300	
	同時通訳追加セット (ポータブル)	1 式	5,700	
	誘導無線受信機 (イヤホン込) (10台1セット)	1 式	5,700	
イス・テーブル設備 (会議場を除く。)	イスセット (イス50脚)	1 式	3,100	
	イス・テーブルセット (テーブル25台・イス75脚)	1 式	7,200	
	スタッキングチェア	1 脚	520	
	テーブル	1 脚	520	
舞台器具	仮設 Horizont 幕 (24m×11m)	1 台	5,700	
	アルミトラス (L-2800)	1 本	1,600	
	アルミトラス (L-2000)	1 本	1,600	
	コーナートラス	1 本	1,100	
	チルクライマーセット	1 式	38,100	
	イントレ (3段)	1 基	830	
	照明専用移動タワー	1 台	5,700	
	高所作業用自走タワー (伸縮15m、20m)	1 台	5,700	
	オーケストラピット	1 台	5,200	
	小迫り	1 台	1,600	
	音響反射板	1 台	3,600	
	紗幕	1 台	1,600	
	松羽目	1 台	2,100	
	大黒幕	1 台	1,600	
	所作台	1 台	420	
	地絨	1 台	1,600	
	指揮者台 (指揮者台用譜面台含む。)	1 台	310	
	譜面台	1 台	110	
	コントラバス奏者用椅子	1 脚	110	
	演奏用椅子	1 脚	110	
	ドライアイスマシーン	1 台	3,600	
	スモークマシーン	1 台	3,600	
	一般備品	ホワイトボード・黒板	1 式	520
		パーティション (三つ折り型)	1 台	210
パーティション (自立型)		1 式	1,600	
演台		1 台	1,600	

	花台	1台	420
	司会者台	1台	1,100
	ポータブルステージ	1台	620
	仮設ステージ (ユニット式3.3平方メートル)	1台	2,600
	平台	1台	210
	金屏風	1双	2,600
	レーザーポインター	1本	520
	講演台セット	1式	2,100
楽器	グランドピアノ (スタンウェイ) (専用イス付)	1台	8,800
	グランドピアノ (ヤマハ) (専用イス付)	1台	4,700

備考

- 1 附属設備利用料金の額は、1日における利用の額とする。
- 2 ピアノの利用料金の額には、調律料は含まない。

(4) 電気又は水道利用料金

ア 空調利用料金

種別	単位	利用料金の額(円)
展示場	1時間までごとに	17,500
劇場ホール	1時間までごとに	13,400

イ 持込み器具電力利用料金

区分	単位	利用料金の額(円)
電気器具の定格消費電力の合計が3キロワットまでごとに	1日につき	1,100

ウ 水道利用料金

区分	利用料金の額(円)
1立方メートルまでごとに	620

沖縄県告示第292号

万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第15条第3項の規定により、次のとおり万国津梁館の利用料金を承認した。

平成26年 5月 2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 万国津梁館
- 2 指定管理者 名護市字喜瀬1808番地 ザ・テラスホテルズ株式会社
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

		利用料金の額 (円)
--	--	------------

種別	区分	1時間料金	3時間料金	6時間料金 (半日)	12時間料金 (全日)
サミット ホール	入場料を徴収しない場合	46,280	139,000	223,000	389,000
	入場料を徴収する場合及び 商品の販売、宣伝等の営業 行為を行う場合	69,940	210,000	336,000	589,000
オーシャン ホール (控室を 含む。)	入場料を徴収しない場合	41,140	116,000	198,000	346,000
	入場料を徴収する場合及び 商品の販売、宣伝等の営業 行為を行う場合	61,710	186,000	299,000	519,000
サンセッ トラウン ジ	入場料を徴収しない場合	18,510	56,000	89,000	157,000
	入場料を徴収する場合及び 商品の販売、宣伝等の営業 行為を行う場合	27,770	84,000	134,000	234,000
ビジネスルーム		2,050	6,200	10,300	17,500
貴賓室		2,050	6,200	10,300	17,500
オーシャンホール控室(1室)		1,020	2,550	5,100	9,200
オーシャンホール控室(全室)		1,540	4,100	9,300	13,400
車寄せ、ロビー、エントランスホール その他上記以外の施設		1平方メートル1日につき			300

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 会議等の当日以外に、準備、撤去等のため専用して利用する場合における利用料金の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の50を乗じた額とする。

(2) 施設利用超過料金

種別	区分	超過料金の額(円) (1時間につき)	
		9時～21時	21時～9時
サミット ホール	入場料を徴収しない場合	48,400	68,900
	入場料を徴収する場合及び 商品の販売、宣伝等の営業 行為を行う場合	72,800	103,400
オーシャン ホール (控室を 含む。)	入場料を徴収しない場合	42,600	61,200
	入場料を徴収する場合及び 商品の販売、宣伝等の営業 行為を行う場合	63,900	92,100
サンセッ トラウン ジ	入場料を徴収しない場合	19,700	28,300
	入場料を徴収する場合及び 商品の販売、宣伝等の営業 行為を行う場合	29,600	42,700
ビジネスルーム		2,160	2,570

貴賓室	2,160	2,570
-----	-------	-------

(3) 附属設備利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額(円)
会議基本 設備セッ ト	サミットホール音響・照明等セット	1式	49,000
	オーシャンホール音響・照明等セット	1式	42,000
	オーシャンホール分割音響追加セット2分割	1式	7,200
	オーシャンホール分割音響追加セット3分割	1式	9,300
	サンセットラウンジ音響・照明等セット	1式	16,000
音響設備	ワイヤレスマイク	1本	1,230
	ワイヤレスピンマイク	1本	1,230
	ダイナミックマイクロホン	1本	610
	バウンダリーマイクロフォン	1本	1,230
	コンデンサーマイクロフォン	1本	610
	デジタルオーディオテーブデッキ	1台	1,230
	CD、MD、カセットデッキ	各1台	1,230
映写設備	映像デッキセット	1式	1,850
	DVD、ビデオデッキ	各1台	1,230
	液晶プロジェクターセット(常設及び高性能移動用)	1式	33,000
	液晶プロジェクターセット(移動用)	1式	16,000
	液晶プロジェクター(5,000ルーメン以上)	1台	30,000
	液晶プロジェクター(5,000ルーメン未満)	1台	15,000
	オーバーヘッドプロジェクター(OHP)(スタンド付)	1台	2,050
	オーバーヘッドカメラ(OHC)150万画素(スタンド付)	1台	1,540
	オーバーヘッドカメラ(OHC)41万画素(スタンド付)	1台	1,020
	スライドビデオトランスファー(スタンド付)	1台	1,020
	移動用スクリーン	1台	920
	常設スクリーン(サミットホール、オーシャンホール)	1台	1,540
	プロジェクタースタンド	1台	1,020
	スキャンコンバーター	1台	5,140
	スイッチャー	1台	1,540
同時通訳 設備	同時通訳基本セット	1式	27,770
	会議セット	1式	6,170
	通訳機器セット(1ヶ国ごとに追加)	1式	6,170

	同時通訳会議追加セット	1式	2,050
	会議参加者用ユニット (10台1セット)	1式	1,020
	イヤホン付受信機 (10台1セット)	1式	3,080
イス・テーブル	イス・テーブルセット (テーブル25台・イス75脚)	1式	7,200
	イス	1脚	510
	テーブル	1卓	510
	飾りテーブル 六角形 (大)	1脚	2,050
	飾りテーブル 六角形 (小)	1脚	1,020
	バーカウンター	1脚	5,140
	受付カウンター	1脚	2,570
	サミット用イス	1脚	6,680
	サミット用テーブル	1台	51,420
	その他	演台	1台
花台		1台	610
司会者台		1台	510
ポータブルステージ		1台	1,020
金屏風 (一面W685 H2090×6折)		1双	3,080
パーティション (1枚)		1式	1,020
パーティション (10枚)		1式	5,140
パーティションポール		1台	1,020
サインスタンド		1台	610
レーザーポインター		1台	510
姿見		1台	1,020
案内板		1台	510
パーティションポール		1台	510
ホワイトボード (黒板を含む)		1台	510
パラソル		1台	510
屋台		1台	5,140
披露宴用スカート		1台	1,020
ポールスタンド (国旗用)		1台	510
卓上国旗		1式	510
パーティー基本設備セット		1式	10,300
パントリー設備	パーティー	1式	10,300

	コーヒーブレイク等	1式	3,100
--	-----------	----	-------

備考

- 1 附属設備利用料金の額は、1日における利用の額とする。
- 2 イス・テーブルセット、イス又はテーブルの利用料金の額は、サミットホール、オーシャンホール、サンセットラウンジ又は貴賓室で利用する場合の額とする。
- 3 サミット用テーブルの利用料金の額には、組立て料は含まない。

(4) 電気利用料金

持込み器具電力利用料金

区分	単位	利用料金の額(円)
電気器具の定格消費電力の合計が3キロワットまでごとに	1日につき	1,000

沖縄県告示第293号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成26年 5月 2日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧 川 盛 順

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成26年5月23日から同年6月23日まで
- 4 観覧料の額
企画展「新収蔵品展—平成25年度収蔵資料」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	200円	160円
	大学生及び高校生	150円	120円
	中学生及び小学生	100円	80円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体の観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第294号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成26年 5月 2日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧 川 盛 順

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成26年7月15日から同年8月31日まで
- 4 観覧料の額
企画展「20世紀フランス絵画展—山形美術館 服部コレクション」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第295号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第14条第3項の規定により、奥武山総合運動場の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年5月2日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 奥武山総合運動場
- 2 指定管理者 株式会社トラステック 那覇市山下町28番29号奥武山アパート106号
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年4月1日
- 4 利用料金の額
(1) 奥武山陸上競技場
ア 専用利用の利用料金

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,690円	2,690円	5,400円	800円
		一般・学生	5,400円	5,400円	10,800円	1,610円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の100人分を加算して得た額			
同上の練習のために専用する場合			アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額の2分の1の額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合		10,800円	10,800円	21,600円	3,240円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場			

	料（税込）の200人分を加算して得た額
--	---------------------

イ 個人及び団体練習の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	回数券(11枚)
個人利用	児童・生徒	40円	40円	40円	400円
	一般・学生	80円	80円	80円	800円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の9を乗じて得た額			
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の8を乗じて得た額			
	200人以上の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の7を乗じて得た額			
利用者が利用の際、屋外照明を点灯している場合の加算額	児童・生徒	1人1回につき30円			
	一般・学生	1人1回につき60円			

ウ 施設設備の利用料金

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置			1,080円	1,080円	2,160円	530円
屋外照明（専用利用の場合）	児童・生徒	全点灯	1時間につき1,290円			
		2分の1点灯	1時間につき640円			
	一般・学生	全点灯	1時間につき2,590円			
		2分の1点灯	1時間につき1,290円			

エ 用具の利用料金

種類	利用料金の額	種類	利用料金の額
棒高跳用一式	100円	着地測定器	100円
走高跳用一式	100円	移動障害物一式	100円
決勝審判台	100円	上記以外のもの1点につき	40円

(2) 奥武山補助競技場
専用利用の利用料金

区分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	1,230円	1,230円	2,460円	340円
その他の催物に専用する場合	2,470円	2,470円	4,950円	740円

(3) 奥武山庭球場

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額（1面につき）			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 （1時間につき）
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	690円	690円	1,390円	180円
	一般・学生	1,440円	1,440円	2,880円	390円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の50人分を加算して得た額			

イ 個人練習の利用料金

区分		利用料金の額（1面につき）	
		9時～17時	時間外（1時間につき）
児童・生徒		1時間につき160円	180円
一般・学生		1時間につき340円	390円

ウ 施設設備の利用料金

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
場内放送装置	640円	640円	1,290円	310円
会議室	260円	260円	530円	125円
シャワー	1人1回につき20円			
器具	1点につき40円			
屋外照明	1面1時間につき160円			

(4) 奥武山水泳プール

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	1時間につき920円
	50メートルプール	1時間につき1,970円
	飛込みプール	1時間につき1,970円
入場料を徴収する場合	50メートルプール	最高入場料（税込）の100人分
	飛込みプール	最高入場料（税込）の100人分

イ 個人及び団体練習の利用料金

区分		利用料金の額	
個人利用	児童・生徒	1人2時間につき100円	回数券（11枚）1,000円
	一般・学生	1人2時間につき200円	回数券（11枚）2,000円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の9を乗じて得た額	
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の8を乗じて得た額	

200人以上の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の7を乗じて得た額
-----------	-------------------------------

ウ 施設設備の利用料金

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,080円	1,080円	2,160円	530円
会議室	530円	530円	1,080円	530円

(5) 武道館

ア 専用利用の利用料金

(7) アリーナ棟

区分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	14,880円	14,880円	29,770円	4,080円
		一般・学生	18,160円	18,160円	36,320円	4,980円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	24,700円	24,700円	49,410円	6,780円
		営利を目的とする場合	102,290円	102,290円	204,590円	28,120円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の100人分を加算して得た額			

備考 利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。

(イ) 錬成道場棟

区分				利用料金の額			
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	錬成道場(各階ごと)	4,040円	4,040円	8,090円	1,110円
			トレーニングルーム	3,510円	3,510円	7,030円	960円
			相撲場	1,610円	1,610円	3,240円	540円
			クライミングウォール	600円	600円	1,220円	200円
	一般・学生	錬成道場(各階ごと)	錬成道場(各階ごと)	5,130円	5,130円	10,270円	1,400円
			トレーニングルーム	5,340円	5,340円	10,700円	1,460円
			相撲場	2,160円	2,160円	4,320円	690円
			クライミングウォール	810円	810円	1,620円	260円

	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の10人分を加算して得た額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	錬成道場（各階ごと）	6,300円	6,300円	12,610円	3,460円
		営利を目的とする場合	錬成道場（各階ごと）	26,220円	26,220円	52,450円	7,200円
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の20人分を加算して得た額			

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額	
児童・生徒	2時間につき90円	回数券（11枚）900円
一般・学生	2時間につき160円	回数券（11枚）1,600円

ウ 施設設備の利用料金

(7) アリーナ棟

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
大型映像装置	12,220円	12,220円	24,460円	3,350円
場内放送装置	1,210円	1,210円	2,430円	590円
場内音響装置	11,140円	11,140円	22,300円	3,060円
役員室	310円	310円	640円	100円
控室	310円	310円	640円	100円

(4) 錬成道場棟

種類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
場内放送装置	1,210円	1,210円	2,430円	590円
会議室	570円	570円	1,160円	160円
研修室	570円	570円	1,160円	160円
修養室	310円	310円	640円	100円
役員室（相撲場）	310円	310円	640円	100円

エ 用具の利用料金

種類	利用料金の額（1回につき）	種類	利用料金の額（1回につき）
電光表示装置一式	530円	卓球台一式	100円
ハンドボールゴール一式	210円	バレーボール用支柱一式	100円
移動式バスケット台一式	210円	長机 1台	50円

バドミントン用支柱一式	100円	椅子 1脚	10円
-------------	------	-------	-----

オ 冷房利用料金（専用利用の場合）

(7) アリーナ棟

区分	利用料金の額（1時間につき）
アリーナ	12,000円
役員室	100円
控室	100円

(4) 錬成道場棟

区分	利用料金の額（1時間につき）
錬成道場（各階ごと）	1,720円
トレーニングルーム	540円
会議室	160円
研修室	220円
修養室	100円
役員室（相撲場）	100円

(6) 奥武山弓道場

ア 専用利用の利用料金

区分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時～21時
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,420円	2,420円	4,860円	3,240円
	一般・学生	3,240円	3,240円	6,480円	4,860円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の50人分を加算して得た額			

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額		
	9時～13時	13時～17時	17時～21時
児童・生徒	110円	110円	170円
一般・学生	230円	230円	330円

(7) 糸満球技場

ア 専用利用の利用料金

区分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	1,230円	1,230円	2,460円	340円
その他の催物に専用する場合	2,470円	2,470円	4,950円	740円

イ 個人及び団体練習の利用料金

区分	利用料金の額
個人及び団体	陸上競技場の個人及び団体練習の利用料金の額に準じた額

ウ 施設設備の利用料金

区分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
会議室	260円	260円	530円	100円
シャワー	1人1回につき20円			

(8) ライフル射撃場

ア 専用利用の利用料金

区分	利用料金の額
入場料を徴収しない場合	児童・生徒 4時間につき8,580円
	一般・学生 4時間につき17,170円
入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額

イ 個人練習の利用料金

区分	利用料金の額		
児童・生徒	2時間につき220円	回数券(11枚) 2,200円	定期券(1年) 11,000円
一般・学生	2時間につき450円	回数券(11枚) 4,500円	定期券(1年) 22,500円

備考

- 「時間外」とは、午後5時から午前9時までに施設を利用する場合をいう。
- 時間外の利用料金は、1時間を単位とし、利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とは、それ以外の者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)をいう。
- 小学校就学の始期に達するまでの者からは利用料金を徴収しない。

沖縄県告示第296号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、久米島町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年 5月 2日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 公共測量を実施した地域 久米島町字宇江城
- 公共測量を実施した期間 平成25年12月20日から平成26年3月24日まで
- 作業種類 公共測量(地図情報レベル1000の数値地形図データ作成)

沖縄県告示第297号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成26年5月2日から同月23日まで沖縄県土木建築部港湾課及び竹富町役場において縦覧に供する。

平成26年5月2日

白浜港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

1 出願書受理年月日 平成26年4月1日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

イ 代表者 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多

(2) 埋立区域

ア 位置

(ア) 埋立区域1 八重山郡竹富町字西表仲良1499番95の地先公有水面

(イ) 埋立区域2 八重山郡竹富町字西表仲良1499番95の地先公有水面

イ 区域

(ア) 埋立区域1 次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結ぶ昭和62年8月4日付け沖縄県告示第585号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. +1.78mにより決定）、③の地点と④の地点を結ぶ線及び④の地点と①の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点内離（北緯24度21分09秒3009、東経123度44分15秒8958）から52度26分48秒、1,288.27メートルの地点

②の地点 ①の地点から80度03分22秒31.11メートルの地点

③の地点 ②の地点から169度57分03秒19.71メートルの地点

④の地点 ③の地点から259度51分37秒31.08メートルの地点

(イ) 埋立区域2 次の各地点のうち⑤の地点から⑭の地点までを順次に結ぶ昭和55年11月25日付け沖縄県告示第703号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線、⑭の地点から⑮の地点までを順次に結んだ線及び⑮の地点と⑤の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

⑤の地点 四等三角点内離（北緯24度21分09秒3009、東経123度44分15秒8958）から54度23分47秒、1,356.49メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から79度57分04秒5.03メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から169度53分25秒2.94メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から80度01分55秒30.02メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から350度00分44秒11.53メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から79度57分43秒60.15メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から83度06分41秒10.04メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から351度46分29秒0.51メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から84度51分01秒10.22メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から90度33分44秒1.12メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から150度18分41秒7.27メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から175度34分59秒10.05メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から181度17分01秒2.68メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から259度52分10秒1.38メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から169度51分19秒5.03メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から259度51分34秒110.00メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から349度51分19秒5.03メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から259度50分53秒1.91メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から349度51分20秒4.67メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から259度52分31秒3.19メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から349度53分54秒4.92メートルの地点

ウ 面積

埋立区域1 616.64平方メートル
埋立区域2 2,599.44平方メートル
合 計 3,216.08平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

- (ア) 施行区域1 八重山郡竹富町字西表仲良1499番2、1499番51、1499番72、1499番73、1499番74、1499番76、1499番80、1499番82、1499番86、1499番90、1499番92、1499番93の地内並びに1499番7及び1499番95の地先公有水面
(イ) 施行区域2 八重山郡竹富町字西表仲良1499番2、1499番56、1499番71、1499番74、1499番82、1499番94、1499番96の地内及び1499番95の地先公有水面

イ 区域

- (ア) 施行区域1 次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊸の地点を結んだ線により囲まれた区域
㊸の地点 四等三角点内離（北緯24度21分09秒3009、東経123度44分15秒8958）から50度34分34秒、1,253.84メートルの地点
㊸の地点 ㊸の地点から80度03分25秒101.15メートルの地点
㊸の地点 ㊸の地点から169度57分04秒89.64メートルの地点
㊸の地点 ㊸の地点から259度51分36秒101.00メートルの地点
(イ) 施行区域2 次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊸の地点を結んだ線により囲まれた区域
㊸の地点 四等三角点内離（北緯24度21分09秒3009、東経123度44分15秒8958）から53度02分06秒、1,355.69メートルの地点
㊸の地点 ㊸の地点から79度57分43秒150.00メートルの地点
㊸の地点 ㊸の地点から169度51分33秒95.85メートルの地点
㊸の地点 ㊸の地点から259度51分35秒150.00メートルの地点

ウ 面積

施行区域1 9,077.96平方メートル
施行区域2 14,397.19平方メートル
合 計 23,475.15平方メートル

(4) 埋立地の用途 ふ頭用地

- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

沖縄県告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、名護都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・4・4号伊差川線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 名護市大北一丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び名護市建設部建設計画課

沖縄県告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、南城都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・4・1号南部東道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 南城市大里字大城、玉城字船越、玉城字糸敷、玉城字喜良原、玉城字親慶原及び佐敷字新里
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び南城市産業建設部都市建設課

沖縄県告示第300号

都市計画法に基づく開発行為及び新築等の許可の基準に関する条例（平成15年沖縄県条例第17号）第4条第1項の規定により、次のとおり区域を指定した。

平成26年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面を縦覧に供する。）
- 2 縦覧に供する場所 沖縄県土木建築部建築指導課、糸満市建設部都市計画課、西原町建設部都市整備課、南風原町経済建設部まちづくり振興課、八重瀬町まちづくり計画課、北中城村建設課及び中城村都市建設課

沖縄県告示第301号

都市計画法に基づく開発行為及び新築等の許可の基準に関する条例（平成15年沖縄県条例第17号）第6条第1項第1号の規定により、次のとおり区域を定めた。

平成26年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 定めた区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面を縦覧に供する。）
- 2 縦覧に供する場所 沖縄県土木建築部建築指導課及び糸満市建設部都市計画課

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年8月1日 沖縄県指令南土第993号、平成25年12月26日 沖縄県指令南土第1544号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川188番ほか3筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川188番地 伊佐眞行
- 5 検査済証番号 平成26年2月20日 N第458号

6 工事完了年月日 平成26年 1月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 5月 2日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月22日 沖縄県指令南土第1421号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字兼城498番3、499番1、499番2、500番1、500番2、511番5、514番14及び528番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 広島県福山市王子町一丁目3番5号 青山商事株式会社 代表取締役 青山理
- 5 検査済証番号 平成26年 2月24日 N第459号
- 6 工事完了年月日 平成26年 2月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 5月 2日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 6月12日 沖縄県指令南土第793号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根636番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根1562番地の7長嶺ハイツ102号 徳門淳、糸満市字阿波根1562番地の7長嶺ハイツ102号 徳門史織
- 5 検査済証番号 平成26年 2月27日 N第460号
- 6 工事完了年月日 平成26年 2月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 5月 2日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 6月18日 沖縄県指令南土第817号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字田頭100番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地369番地名嘉地住宅4-106号 平良正弘
- 5 検査済証番号 平成26年 3月 3日 N第461号
- 6 工事完了年月日 平成26年 2月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 5月 2日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 6月10日 沖縄県指令南土第782号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長797番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根1139番地の1コーポ白川C棟102号 伊計明、糸

満市字阿波根1139番地の1コーポ白川B棟201号 松田則江
5 検査済証番号 平成26年3月6日 N第462号
6 工事完了年月日 平成26年2月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年12月6日 沖縄県指令南土第1484号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字上田450番2ほか5筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字我那覇442番地の2 有限会社瀬長住宅 代表取締役 瀬長俊雄
- 5 検査済証番号 平成26年3月7日 N第463号
- 6 工事完了年月日 平成26年2月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年3月15日 沖縄県指令南土第366号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真壁112番1及び113番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字国場1175番地1 玉城アパートB-201 金城聰
- 5 検査済証番号 平成26年3月12日 N第464号
- 6 工事完了年月日 平成26年3月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月20日 沖縄県指令南土第827号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字屋宜原248番1ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平86番地 屋富祖悟
- 5 検査済証番号 平成26年3月12日 N第465号
- 6 工事完了年月日 平成26年3月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年8月1日 沖縄県指令南土第995号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波1046番1及び1046番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波756番地の1 大城常明
- 5 検査済証番号 平成26年3月14日 N第466号
- 6 工事完了年月日 平成26年3月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年2月28日 沖縄県指令南土第264号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波36番2及び37番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市繁多川2丁目14番7号繁多川ハイツ307号 神谷真作
- 5 検査済証番号 平成26年3月14日 N第467号
- 6 工事完了年月日 平成26年3月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年5月2日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年3月29日 沖縄県指令南土第491号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山35番3、35番6及び39番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1816番地新垣マンション3-A 新垣元教
- 5 検査済証番号 平成26年3月19日 N第468号
- 6 工事完了年月日 平成26年3月14日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成26年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察情報管理システム等の借入れ
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成26年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
イ 法人にあっては、登記事項証明書
ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2472）
- (3) 申請書等の受付期間 平成26年5月9日（金曜日）から同月23日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成27年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県警察情報管理システム等の借入れに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成26年5月2日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察情報管理システム等の借入れ 一式
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納入の期限 平成26年9月30日
(4) 納入の場所 沖縄県警察本部庁舎 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成26年5月2日付け沖縄県公報定期第4245号に連載）により入札参加資格を有すると認められた者
(2) 沖縄県警察情報管理システム等の構築及び設定を円滑に行うことができること並びに当該沖縄県警察情報管理システム等に障害が発生した場合において、通報後4時間以内に技術者を派遣し対応ができる

- ことを証明した体制証明書を平成26年5月23日（金曜日）午後6時までに7(2)の場所に提出した者
- (3) 納入しようとする沖縄県警察情報管理システム等の機能等証明書を平成26年5月23日（金曜日）午後6時までに7(2)の場所に提出し、当該沖縄県警察情報管理システム等を納入の期限までに納入することができることを証明した者
 - (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者
 - (5) 経済産業省が認定している国家資格又は民間で認定している資格のうち、ネットワーク技術に関する資格を取得している者（以下「ネットワーク技術者」という。）を有している者
 - (6) Microsoft社が認定したMicrosoft SQL Server関連の資格取得者又は発注者が認めたデータベース関連の資格取得者（以下「データベース技術者」という。）を有している者
 - (7) Microsoft Windows Server 2008関連のMCP認定資格取得者又はこれと同等の資格があると発注者が認めた者（以下「MCP認定技術者」という。）を有している者
 - (8) 沖縄県警察情報管理システム等の保守に関する知識を有する技術者（以下「専任技術者」という。）を2名以上有し、専任技術者がネットワーク技術者、データベース技術者及びMCP認定技術者と迅速に連絡をとり、沖縄県警察情報管理システムを円滑に保守することができる体制を確保できる者
 - (9) VMware社の仮想化技術を利用したハイパーバイザー型サーバの導入実績があること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から平成26年5月23日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までの間
 - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）
- 4 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成26年6月11日（水曜日）午後2時
 - (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県警察本部庁舎4階会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成26年5月23日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2472）
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを

引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2242)

10 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成26年6月10日(火曜日)午後6時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県警察本部警務部会計課(9(2)の場所)に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成26年5月9日(金曜日)午後2時
 - イ 場所 沖縄県警察本部庁舎5階OA研修室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Names and Quantities of the Server and Computer Terminal Device to be leased.
A lease of a Server and Computer Terminal Device for Okinawa Prefectural Police Information Management System.
- (2) The Characteristics of the Server and Computer Terminal Device to be leased.
Refer to the Bid Explanatory Pamphlet and the Specification Form.
- (3) Pre-bid Meeting
Date and Time : 14:00 on Friday May 9, 2014
Place : "OA Training Room" (PC Education Room) , 5 th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ. Bldg.
- (4) How to Submit the Bid Document
Due Date and Time : 14:00 on Wednesday June 11, 2014
Place : Bidding Room of Accounting Division, 4 th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ. Bldg.
*We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
- (5) How to Submit the Bid Document by Postal Service
Due Date and Time : 18:00 on Tuesday June 10, 2014
Handling Division : Accounting Division, Police Administration Department
Okinawa Prefectural Police HQ
Location : 1 - 2 - 2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone : 098-862-0110 (Ext.2242)
*The bid document must be delivered by recorded delivery to the handling division.
- (6) Bid Opening
Date and Time : 14:00 on Wednesday June 11, 2014
Place : Bidding Room of Accounting Division, 4 th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ. Bldg.
- (7) Handling Division
Organization : Accounting Division, Police Administration Department
Okinawa Prefectural Police HQ
Location : 1 - 2 - 2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone : 098-862-0110 (Ext.2242)

教育委員会事項

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年 5月 2日

沖縄県教育委員会
委員長 宮 城 奈 々

沖縄県教育委員会規則第7号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
別表第2中

「 沖縄県立久米島高等学校	久米島町立久米島西中学校 久米島町立久米島中学校 久米島町立仲里中学校	を
「 沖縄県立久米島高等学校	久米島町立久米島西中学校 久米島町立球美中学校	に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県教育委員会告示第7号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立名護青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年 5月 2日

沖縄県教育委員会
委員長 宮 城 奈 々

- 1 施設の名称 沖縄県立名護青少年の家
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき310円
	一般及び学生	1人1泊につき620円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき360円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき360円
	一般及び学生	1時間につき720円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他こ

れらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。

- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第8号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立糸満青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年 5月 2日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

- 1 施設の名称 沖縄県立糸満青少年の家
- 2 指定管理者 学校法人KBC学園 那覇市東町23番5号
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき310円
	一般及び学生	1人1泊につき620円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき360円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき360円
	一般及び学生	1時間につき720円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第9号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立石川青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年 5月 2日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

- 1 施設の名称 沖縄県立石川青少年の家
- 2 指定管理者 公益社団法人うるま市シルバー人材センター うるま市字川崎468番地
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき310円
	一般及び学生	1人1泊につき620円

キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき360円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき360円
	一般及び学生	1時間につき720円

備考

- 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第10号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立玉城青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年 5月 2日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

- 施設の名称 沖縄県立玉城青少年の家
- 指定管理者 公益社団法人南城市シルバー人材センター 南城市玉城字富里167番地
- 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき310円
	一般及び学生	1人1泊につき620円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき360円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき360円
	一般及び学生	1時間につき720円

備考

- 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第11号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立宮古青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年 5月 2日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

- 1 施設の名称 沖縄県立宮古青少年の家
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人ばんず 宮古島市平良字久貝706番地1
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき310円
	一般及び学生	1人1泊につき620円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき360円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき360円
	一般及び学生	1時間につき720円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあつては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第12号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立石垣青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年 5月 2日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

- 1 施設の名称 沖縄県立石垣青少年の家
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人八重山星の会 石垣市字大川552番地
- 3 利用料金の適用年月日 平成26年 4月 1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき310円
	一般及び学生	1人1泊につき620円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき260円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき360円

プレイホール	児童及び生徒	1時間につき360円
	一般及び学生	1時間につき720円

備考

- 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

正 誤

平成26年3月31日付け公報号外第8号掲載の「沖縄工業用水道供給規程の一部を改正する規程（沖縄県企業局管理規程第7号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
46	下から13	様式第2号	第2号様式
46	下から12	様式第2号	第2号様式

平成26年3月31日付け公報号外第8号掲載の「沖縄県企業局危機管理委員会設置規程（沖縄県企業局訓令第4号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
66	上から10	定める	定める。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
-------------------------------------------------------	--------------------------------------------------